

2 版『人口論』書評以降の A. ヤングと マルサスとの知的交流

柳 田 芳 伸

はじめに

マルサス (Malthus, Thomas Robert, 1766-1834) が第 2 版『人口論』(1803年)の中で、ヤング (Young, Arhur, 1741-1820) を 1 人の先行者に数え ([2] 序54頁)、かつ一再ならずヤングに言及している ([2] 111頁注1, 118 - 9頁、127 - 41頁、169頁注1、また [3] 213頁、231頁注1, 232 - 6頁、238, 240, 243 - 4, 246頁等も参照) ことは周知の事柄である。筆者も、既に、「クラムプとマルサス」永井・柳田・中澤編『マルサス理論の歴史的形成』(昭和堂、2003年) 228 - 31頁や、柳田『マルサス人口論の源泉』(ユーリカ・プレス、2006年) 25-8頁において、このことについて多少なりとも筆を費やしてきた。

そこでの 1 論点は、マルサスがヤングの提案した小土地割り当て (allotment) 案をどのように受容していったのかについてであった。ここでは、この点にとどまらず、ヤングは1808年頃には失明に近い状態になっていたのではあるけれども、英国図書館の所蔵されているマルサスがヤングに宛てた 4 通の書簡 (1816-9年) を解読しながら、他の両者の共通点をも究明していきたい。

本稿では、ヤング自らが『農業年報 (*Annals of Agriculture and other Useful Arts*)』(1784-1815年、全46巻、各巻は 6 号より成る)の第41巻第

239号(1804年)208-31頁に寄稿した「人口の諸原理を小屋に土地を付与する問題へ適用することについて」を付録資料として訳載している。この論説は、『フランス旅行記』(1792年)を再三引用したり、『平易に述べられた食糧不足問題と救済策』(1800年)を参照したりしているマルサスの第2版『人口論』に対するヤングによる書評でもある。他方、マルサスの方はこのヤングの論評を受けて、第3版『人口論』(1806年)の付録の中でこのヤングの見解に批評を加えながらも、付帯条件付きでヤング説を受容していく。まずは、この過程を辿っていきいたい。ついで、書簡を繙きながら、マルサスが後年ヤングからどのような影響を受けているかを推察していくこととしたい。これは、いわゆる Malthusian controversy の1起点をなすものであり、明瞭にしておかれるべき論争の1局面であるといえよう。

小土地割り当てをめぐる論争とその帰結

ヤングは生涯にわたって「大農場」(例えば、犁3~6台、馬6~12頭を用いる)における四輪作(小麦-かぶ-大麦-クローヴァー)の「ノーフォーク農法(Norfolk husbandry)」の普及を提唱し続けたとされる¹、かつヤングは議会囲い込みによる大農場の創出や、それに伴う農業雇用の拡大を奨励した。しかし実際には18世紀末における議会囲い込みの進行²は、小農、とりわけ小屋住み農の困窮化をもたらし³、1795年5月に決議されたスピーナムランド制度(Speenhamland System)の基づく賃金補助を増大させ、救貧税の膨張を招来させていった⁴。ヤングが『平易に述べられた食糧不足問題と救済策』において、救貧制度の代替として、「3人以上の子供を持つ王国のすべての農村(country)労働者にジャガイモ用の半エーカーと、1~2頭の牝牛を飼育するに足る牧草を保証する」という小土地割り当て案を提起した⁵のはこうした時局においてであった。

ヤングがかかると言及に至った経緯を略記すれば、およそ次のようである。

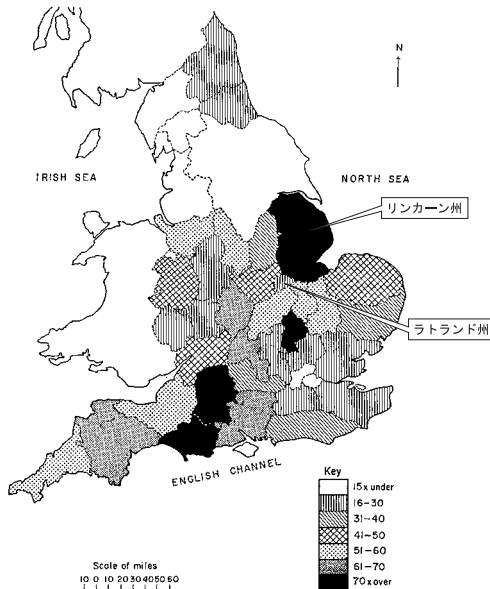
ヤングは『農民への手紙』(1767年)で救貧法の害悪(怠惰や奢侈の助長)を説き、同書第4版(1783年)に至っても救貧法が安易な結婚を誘発し、人口増加を惹起させていると論じていた⁶。ところが、ヤングは1793年9月から肺結核を患っていた3女アンネ(Marth Anne, 1783-97)が翌年8月に夭逝したことを転機に改宗し⁷、「娘の死によって愛の対象をなくした自己と革命理論に対する無知ゆえに貧困である貧民のイメージ」⁸を重ね合わせて、下層階級に同情を寄せるようになった。1795年の食糧暴動⁹に直面したヤングは、まず、スピーナムランド制度を食糧暴動の防止策として評価し、「賢明かつ人道的な規定」と称賛するようになる¹⁰。ついで、ヤングは農業調査局のウインチェルシア伯(Winchilsea, George Finch, 9th Earl, 1752-1826)がラトランド州の所領地で実行していた小土地割り当てに共鳴するようになる¹¹と共に、併せてスピーナムランド制度を自主独立の農業労働者から勤労や節儉といった美質を喪失させていくもの解するようになったのである¹²。そして具体的に、ヤングは農業労働者世帯に小土地と小屋を貸与すると共に1頭の牝牛、種子、農具を支給する、一方、小屋住み農の方はその謝礼として「正当な平均的地代」を支払うと共に、牝牛代が完済されるまで毎年40シリングを払い続けるという案を発案したのである¹³。

こうして創案されたヤングの小土地割り当て案は、マルサスの第2版『人口論』において詳細に批評を加えられた¹⁴(〔2〕 129-41頁)。このこと自体はつとに紹介されてきている既知事である¹⁵ので、もはや多言を要しない。その要点だけを記せば、ヤングの小土地割り当てによる小農創出案は、畢竟イングランドの農業労働者をアイルランドの下層階級並みの窮状(貧困多産)に陥らせるもの以外の何物でもなく、労働者が「規則的雇用によってのみ得られえる勤労の習慣」(〔2〕 141頁)を身に付けていくほか救済策はないということに尽きる。ここで俎上にあげたいのは、マルサスが第3版『人口論』で極めて厳格な限定を付してではあるけれども、ヤングの提案を受け入れている点である。この点に寓目、配慮した先行研

究は鮮少であろう¹⁶。

ヤングはマルサスの批判に対して、スピーナムランド制度を農業労働者における「勤労、節制、及び節儉」(29頁)を奪ってしまうものと把握しつつも、性急な救貧法の撤廃を「身の毛のよだつ計画」(23頁)であると戒め、小屋住み農が失った共有権(common right)の代償¹⁷、あるいは「救貧税の1緩和策」(17頁)として小土地割り当てを自主的に受け入れていく¹⁸のが望ましいと抗弁した(22頁)。この反論に対して、マルサスの方はあくまでも救貧法の全廃を前提としたうえではあるけれども、勤労階級の形成を促進する範囲でヤングの小土地割り当て案に同意している¹⁹

図1 各州別にみた小土地割り当て案が実施された教区の比率(1833年)



出典 : D.C.Barnett , “ Allotments and the Problem of Rural Poverty, 1780-1840 ” , in E.L.Jones & G.E.Mingay, ed., *Land, Labour and Population in the Industrial Revolution* (London: Edward Arnold, 1967)p.163より。

のである（〔3〕 240頁）。すなわち、マルサスの所論によれば、やはり小屋や小農園を有した小屋住み農の男女児たちは汗水の結晶から20～30ポンドの貯金²⁰をなし、結婚するのが大原則であって、たとえ小土地割り当ての場合であっても、「土地の分配が小屋住み農の通常労働を本質的に妨げるほど大きくてはならないこと」と、「労働の価格が、土地から得られる扶助（any assistance）は別として、穀物の平均価格で、3人または少なくとも2人の子供を養い得ない場合には、常により以上の土地と小屋との分配を停止する」（〔3〕 243頁、また〔3〕 238頁も参照）ことが必須であった。それゆえにマルサスは、ヤングが称賛し、再三引き合いに出しているリンカーン州とラトランド州における小土地割り当て（16, 17, 18頁）の進捗状況（図1を参照）についても、「現在大英国領内で最も豊かな農業を作り出しているが、この制度すら適切な注意を払わず拡張されれば、結局はわが国の労働者の境遇をアイルランドの下層階級のそれと同等にしてしまう」（〔3〕 244頁）と憂慮しているのである。

1810年代後半の知的交流

ともあれ『人口論』の2版から3版に至る過程で、マルサスとヤングとは小土地割り当てに関して相互に理解を深め合った。少なくとも、両者は、勤労、慎慮、節制といった有徳を体得した自立した小屋住み農家族の「50万戸」（22頁、〔3〕 240頁）がイングランド及びウェールズの農村部にしっかりと根をおろすことを願望していた²¹点では一致していて、この面では紛れもなく歩調を揃えていた。ただその実現方法に関して所見を異にしていた²²にすぎない。爾後、ヤングが1808年7月に光を失ったために、2人の意見や情報の交換は暫時中断されたように推される。残存する資料から判断する限り、交流が再開されたのは、1814年6月3日付けで、マルサスがヤング稿「ヨーロッパの物価上昇についての研究」の掲載された『農業年報』の巻号についてヤングに尋ねてからであろう。この論文は実際に

は46巻271号(1815年)141 - 220頁に収録され、マルサスは逸早くこれに目を通し(〔1〕120頁)、16年には同論文の冊子をヤングから恵与されている²³(〔1〕123頁)。

マルサスがヤングに宛てた都合4通の書信を披見、通読するなら、とりわけ「地代を上昇させた農業資本は、借地人と地主のどちらによって主にもたらされたのでしょうか。」(〔1〕120頁)という大難問²⁴をためらわず問いかけていることに目を奪われるけれども、3通目までの主要な話題は穀価の高低と流通紙幣の多寡との相関関係についてである。すなわち、マルサスはこれらの私信において『エディンバラ評論』第17巻34号(1811年2月)に寄稿した論説「紙幣通貨の減価」の中で主張していた「紙幣流通が及ぼす効果」²⁵に関してかみくだいて略説しているのである(〔1〕122 - 3頁)。それは、ヤングが「イングランドの漸増しつつある貨幣価値についての研究」(1812年)の中で、穀価と通貨量との比例関係との関連でこの論文に言及している²⁶ことや、また「ヨーロッパの物価上昇についての研究」において『外国穀物輸入制限政策に関する意見の諸根拠』(1815年)から「物価の累進の上昇によって、社会の勤労諸階級に与えられた勤労、並びに蓄積力に対する大なる刺激であることは殆ど疑いえない。」(〔5〕93頁)という件を引用している²⁷ことに応じてのことであった。

その他、3通目で、マルサスが「現在の穀物法のもとでは」小麦1クォーターあたり75 - 80シリングという価格は小麦の国内生産にとっては適価であると認めている(〔1〕122 - 3頁)ことも黙過できないであろう。ヤングも首尾一貫して穀物輸出奨励金制度の維持を主張し²⁸、かつ「ヨーロッパの物価上昇についての研究」で『穀物法の諸効果に関する諸考察』(1814年)、『地代の性質と増進についての研究』(1815年)、及び『外国穀物輸入制限政策に関する意見の諸根拠』のマルサスの3著作を参考文献として挙げ²⁹、実際に『外国穀物輸入制限政策に関する意見の諸根拠』から公債の発行高や利子、穀価などの数値を引用している³⁰。農業保護主義者マルサスはこうしたヤングを心強い同志の1人と目していたと推考できよう。

最後に、マルサスが1819年11月12日付で踏み鋤深耕という農業改良法について問い合わせている（〔1〕125 - 6頁）点に注目しておきたい。これは高性能の深耕犁に続いて踏み鋤で下層土を12インチ（36cm 余り）以上掘り返す手法で、「犁1台につき同時に9～10名を犁耕方向に配し、犁が進んだあと土を踏み鋤で深く畝溝から掘り上げて作条に重ねていく。屈強な働き手9～10名なら、特別に粘土質の土壌でもない限り犁1台に追従できる」³¹というものである。つまり、深く掘り返せば、それだけ収量の増加が見込めると同時に、また農業労働の需要をも確保できるという農法である。マルサスは基本的には馬力を原動力とした脱穀機等による農業の機械化を「農業労働節約の過程」（〔2〕342頁）と理解していた。加えて、ナポレオン戦争後には脱穀機による省力化が一段と加速され、多数の農業労働者が失業の憂き目にあっていた³²。マルサスはこうした実相に向き合い、農業等改良の進行を生産性の向上をもたらすものとして是としつつも、農業労働者たちが可能な限り離農しないことを望んでやまなかった。マルサスはその切り札の1つとして踏み鋤深耕の大きな期待を寄せていたと忖度できるであろう。

まとめ

マルサスもヤングと同様に議会土地囲い込みを支持していた。現実には、1793年～1815年の期間に100万エーカーの荒蕪地や共同地が囲い込まれた³³。その結果、農業労働者の「あらゆる農作業を単独でこなしていた個人的熟練は、徐々にうしなわれてい」³⁴き、彼らは未熟練労働者へと転化していった。その上、ナポレオン戦争の終結に伴う農業不況や、総勢35～40万人にも及ぶ大量復員によって農村の労働市場は過剰状態に陥った³⁵。マルサスとヤングはこのまま放置しておけば、多くの農業労働者たちが踵を接して離村してしまうのではと危惧していた³⁶。小屋のみを、あるいはあわせて1エーカー前後の土地を有するにすぎない零細農民に小土地を割

り当て、その離農を食い止めようとする点では、2人は既に大筋で一致していた。この範囲において、「精密な観察者」³⁷であったヤングと「実際の科学」の確立を目指したマルサス³⁸とは遅くとも1806年以降友好的な知的交流を交していた。さしづめ、こう大観しても大過ないであろう。

(注)

- 1) 飯沼二郎著『農業革命の研究』(農山漁村文化協会、1985年)286, 319, 321頁。
- 2) 1790~1810年代は1760~70年代のそれ〔主として後進地帯であったミットランドの重土壌地帯でなされた〕に続く議会囲い込みの第2のピークで、主として高地の限界地、軽土壌地、南部諸州といった広範囲の共同耕地(common field) 共有地(common land) 及び荒蕪地(waste)で実施された〔重富公生著『イギリス議会エンクロージャー研究』(劉草書房、1999年)61-2頁、また西村孝夫「アーサー・ヤングと allotment 運動」『政経論叢』第4巻第1号(広島大学政経学部、1954年)66頁等も参照〕。
- 3) こうした見解の代表はハモンド夫妻(Hammond, John Lawrence & Lucy Barbara)の『農村労働者1760-1832年』(1911年)である。ハモンド説は1960年代、チェンバーズ(Chambers, Jonathan David, 1898-1970)、ミンゲイ(Mingay, Gordon Edmund, 1923-2006)、テイト(Tate, William Edward)、ディーオン(Deane, Phyllis, 1918-2012)らから反駁された〔フィリス・ディーオン著石井摩耶子・宮川淑訳『イギリス産業革命分析』(社会思想社、1973年)56-7頁〕。しかしその後、ターナー(Turner, Michael Edward)らによって修正を加えながらも、継承されている〔G.E.ミンゲイ、E.L.ジョーンズ著角山潔訳『イギリス産業革命期の農業問題』(成文堂、1978年)29、49-52頁や重富前掲書20-2頁を参照〕。
- 4) 救貧税の支出は1785年の200万ポンドから、1803年の425万ポンドへと増加し、ピーク時の1818年には780万ポンドに達した〔大前朔朗著『英国労働政策史序説』(有斐閣、1961年)28-30、58-68頁や、小山路男著『西洋社会事業史』(光生館、1978年)103-8、113-5頁を参照〕。
- 5) 西村前掲論文61-2頁や、飯沼前掲書396-7頁を参照。
- 6) 飯沼前掲書323、326頁。
- 7) 飯沼前掲書390, 394頁。ヤングはウィルバフォース(Wilberforce, William,

1759-1833)の『自称キリスト教の一般的宗教制度実践観』(1794年4月)から多大な影響を受けたとされている〔福土正博「アーサー・ヤングと貧困問題」『土地制度史学』第105号(土地制度史学会、1984年)54-5頁〕。ちなみにヤングの小冊子『下層階級の公共心についての調査』(1798年)はウィルバフォースに宛てた公開書簡である〔飯沼前掲書390頁〕。

8) 福土同上論文58頁。

9) ハモンド夫妻によって「主婦の反乱(The revolt of the housewives)」と呼称されているように、多数の女性が参加した規律正しい温和な暴動ではあった。参加者たちは公正価格での食糧の頒布を借地農や商人に訴えた〔新井嘉之作著『イギリス農村社会経済史』(御茶の水書房、1959年)432-3頁や、あるいはE.P.トムソン(Thompson, Edward Palmer. 1924-93)著市橋秀夫・芳賀健一訳『イングランド労働者階級の形成』(青弓社、2003年)79-81頁、及び近藤和彦著『民のモラル』(山川出版社、1993年)122-3, 201-2頁を参照)。ちなみに、ヤングは『南部諸州の6週間紀行』(1768年)の中で、「暴動や騒擾は貧民の困窮の指標ではない...真面目で勤労である働き手はけっして蜂起しない」と述べている〔近藤同書132-3頁〕。

10) 福土前掲論文57-8頁。

11) 他にも、ポファム(Popham, Alexander, 1729-1810)、ケント(Kent, Nathaniel, 1737-1810)、ピット(Pitt, William Morton, 1759-1806)、シンクレア卿(Sinclair, John, Sir, 1754-1853)、13代ウィンチェスター伯(Earl of Winchester, 1764-1843)、イーデン卿(Eden, Frederick Morton, Sir, 1766-1809)、バーナード卿(Bernard, Thomas, Sir, 1750-1818)、ウィルバフォース、あるいはデイヴィス(Davies, David, 1742-1819)ら多数の人たち(図2を参照)が小土地割り当てを提唱していた〔西村前掲論文59頁や、吉尾清著『社会保障の原点を求めて』(関西学院大学出版会、2008年)117, 143-4頁〕。また1796年にロンドンで創設された『貧民の境遇を改善し愉楽を増進するための協会』もこの普及に努めていた〔福土前掲論文59頁〕。ちなみに、1819年救貧法改正案第13条は教区会に対して「貧困ではあるが、勤労である教区住民に」小土地を手頃な地代で貸与できる権限を与えた〔吉尾同書72, 144頁、並びにD.C.Barnett, "Allotments and the Problem of Rural Poverty, 1780-1840", in E.L.Jones & G.E.Mingay, ed., *Land, Labour and Population in the Industrial Revolution* (London: Edward Arnold, Arnold, 1967). pp. 167, 178)〕。

図2 1795～1835年に小土地割り当て案を提唱した小冊子の刊行数

Period	Pamphlets published	Percentage of total
1795-6	12	6.5
1797-9	2	1.0
1800-1	12	6.5
1802-15	18	9.8
1816-19	40	21.7
1820-9	28	15.2
1830-3	62	33.7
1834-5	10	5.6
	184	100.0

出典：D.C.Barnett, “Allotments and the Problem of Rural Poverty, 1780-1840”, in E.L.Jones & G.E.Mingay, ed., *Land, Labour and Population in the Industrial Revolution* (London: Edward Arnold, 1967)p.175より。

- 12) ヤングは、小土地割り当てに肯定的であった農業調査会の会長カリントン男爵 (Carrington, Robert Smith, 1st Baron, 1752-1838) らからさえその過激さのゆえに発禁処分を受け、やむなく1801年3月に『農業年報』第36巻497 - 658頁に採録した論文「貧民をより良く維持するために荒地を充当することの妥当性について」を同年5月に自費で出版〔版元は Burry St. Edmunds〕した〔飯沼前掲書399 - 400頁〕。ヤングはこの書において、困い込みに伴う弊害と小土地割り当ての必要を確信をもって詳論し、土地の性質と家族数に応じて1～5エーカーの小土地と小屋を分与する案を提起した〔伊藤久秋著『マルサス人口論の研究』(丸善、1928年)327頁注、飯沼前掲書399、401頁〕。
- 13) 荒井政治著『近代イギリス社会経済史』(未来社、1968年)283頁、284頁注5。なお小土地割り当て論者の中には、その地代を「ほんの名目的なもの、いな無償にせよ」と主張する者もいた〔荒井同書283頁〕。
- 14) 後年、ミル (Mill, John Stuart, 1806 - 73) も小土地割り当て制度について、「教区からの手当てに比べて、疑うことのできない長所をもつものであるけれども、賃金や人口に対する効果からいえば」、両者は大同小異であると論評している〔ミル著末永茂喜訳『経済学原理(1848年)』(岩波書店、1960年)(二)324頁〕。
- 15) ボナア著堀経夫・吉田秀夫訳『マルサスと彼の業績(1924年)』(改造社、1930年)522 - 3頁、福田徳三著『続経済学』(同文館、1925年)1227 - 36頁、伊藤

- 前掲書316 - 22頁、西村前掲論文64 - 5頁、及び飯沼前掲書397 - 8、402頁等。
- 16) 伊藤前掲書324 - 32頁、D.C.Barnett, *op.cit.*, pp.176-7、Patricia James, *Population Malthus* (London: Routledge & KeganPaul,1979) pp.147-8、及び拙著『増補版マルサス勤労階級論の展開』(昭和堂、2005年)78頁。
- 17) 福土前掲論文59 - 60頁。ちなみに、5人家族を院内救済すれば年間60ポンド要したし、院外救済(賃金補助)の場合でも20ポンド必要とした。それに対し小土地割り当てでは、小屋住農が自立できれば、1世帯あたり約50ポンドの支出のみで済んだ〔荒井前掲書283頁〕。
- 18) 伊藤前掲書328 - 30頁。
- 19) マルサスが第3版『人口論』でヤングの小農創出案に一定の譲歩をなすようになったのは、ヤングの第2版『人口論』の書評に接してのことと推されるけれども〔前掲拙著267頁注23〕、同時にまた「健康で有徳、かつ幸福な人口」(〔3〕210 - 1頁)の緩徐な増加を求める議論とも符合するであろう。
- 20) 前掲拙著52 - 3頁。ちなみにマルサスは当時の通常の家賃を世帯年収(30~40ポンド)の約6パーセントと見積っている(〔4〕13頁、及び吉尾前掲書171頁)。また幸運にも借地に恵まれ(およそ20組のうち1組の夫婦のみ)、小屋を新築する場合、25~60ポンドの建造費を要した〔飯沼前掲書373頁、また前掲拙著92 - 3頁も参照〕。
- 21) 定住法(laws of settlement)は、1795年に、「ジョージ 世第35年法第101号によって修正せられ、労働者は救貧法に依存しないで、自ら生計を営む限り、いかなる教区においても住み、かつ働くことができるようになっていた〔西村前掲論文70頁〕。なおマルサスもヤングも職工を含む製造業労働者や兵士を視野に入れているし(29頁、〔3〕245頁)また労働者の農村から都市への移動をも意識している(21 - 2頁、〔2〕162頁、〔3〕235頁)。
- 22) ちなみに、マルサスも議会土地囲い込みを支持していたけれども〔前掲拙著53頁〕、囲い込みが「実施されたうちは、その他のことは個人的利害の作用に委ねられなければならない」(〔2〕368頁)と述べている。また貧困階級の生存権に関しては、マルサスがそれを否定した〔南亮三郎著『人口法則と生存権論』(同文館、1928年40 - 77頁)のに対して、ヤングはこれを否定し、コベット(Cobbett, William, 1763-1835)と同調している〔大前朔朗前掲書227 - 9頁、また John G. Gazley, *The Life of Arthur Young 1741-1820* (Philadelphia:

- American Philosophical Society, 1973), pp.537-44を参照]。この点においては、両者はむしろ対立していたといえる。
- 23) マルサスは『経済学原理』(1820年)の中で、この論文やヤング稿「イングランドの漸増しつつある貨幣価値についての研究」『農業年報』第46巻270号(1812年)69 - 135頁に依拠しながら、近代イングランドにおける労賃の推移を辿っている〔小林時三郎訳『マルサス経済学原理』(岩波書店、1968年)下59 - 62頁〕。
- 24) マルサスが「自営地主 (gentleman farmers)」(〔2〕 17頁)をどちらに分類していたかは不明であるけれども、少なくともマルサスは地代の増加の要因を農業資本家による農業革命に求め〔前掲拙著19 - 20頁〕、一方ヤングの方は地主こそ農業進歩の牽引者であると考えていた〔飯沼前掲書297 - 8頁〕。
- 25) その要旨は、「ある程度の通貨量増大は諸商品価格の騰貴を連続的に誘発し、それを契機にして不生産的階級から生産的階級への流通媒介物ないしは国民生産物の移転が生じていき、その結果として生産とインダストリが促進される」と約言できる〔前掲拙著60頁〕。
- 26) Arthur Young “An Enquiry into the Progressive Value of Money in England”, *Annals of Agriculture*, Vol.46, No.270, (1812), p.115.
- 27) Arthur Young, “An Enquiry into the Rise of Prices in Europe”, *Annals of Agriculture*, Vol.46, No.271, (1815), p.197.
- 28) 飯沼二郎「アーサー・ヤングの大農法と国家論との関連について」『歴史学研究』第223号(歴史学研究会、1958年)26 - 7頁。及び飯沼前掲書405 - 8頁。
- 29) Young, “An Enquiry into the Rise of Prices in Europe”, p.220.
- 30) *Ibid.*, pp.148,166-7,187,199.なお、引用されているマルサス著作の該当頁は、(〔5〕63, 83, 88, 94頁)である。
- 31) テーア (Thaer, Albrecht Daniel, 1752-1828) 著相川哲夫訳『合理的農業の原理(1809 - 21年)』(農山漁村文化協会、2008年)中観384頁、また同訳書143 - 5、325, 376 - 8頁も参照。
- 32) 前掲拙著54 - 7頁を参照。
- 33) 重富前掲書46頁。
- 34) ミンゲイ、ジョーンズ前掲訳書44頁。
- 35) 同上訳書90頁。

- 36) 西村前掲論文76 - 7頁。
- 37) マルクス (Marx, Karl, 1818-83) は『資本論』第1巻(1867年)の中で、ヤングのことを「皮相な思索家ではあったが、精密な観察者であった」と評している〔飯沼前掲書285頁〕。
- 38) 前掲拙著6頁。なお、もとより「マルサスにとって、帰納法(実際の精神)と演繹法は決して矛盾・対立するものではなく、互いに補い合うものであった」〔中澤信彦「需要定義問題とマルサスにおける経済学方法論の形成」只腰親和・佐々木憲介編『イギリス経済学における方法論の展開』(昭和堂、2010年)所収、91頁〕けれども、マルサスがコンドルセ (Condorcet, Marie, 1743-94) の『人間精神進歩』(1795年)を「あらゆる理論の真理たることを立証できる理論と適用とを欠いている」〔永井義雄訳『人口論』(中央公論社、1973年)95頁、なお初版のこの文言は2版以降も再説される、〔2〕7頁〕と批評していることも忘失してはならないであろう。

アーサー・ヤング稿「人口の諸原理を小屋に土地を付与する問題に適用することについて」『農業年報 (*Annals of Agriculture and other Useful Arts*)』第41(XLI)巻第239号、1804年、pp.208 - 31.

凡例

1. 訳文中の〔 〕の中の字句は訳者が便宜上補足したものである。
2. 原文にある dash や () は訳文でもそのまま表記している。但し、dash が文章の中略を意味している場合は「...」で表示している。
3. 原文にある italic 部は斜字で、また boldface 部は太字で示している。
4. 原文にある注は () の中に該当する番号を付した。また訳者が付した訳注は〔 〕の中に、それぞれ該当する通し番号を記入し、訳文の適切な個所に配している。

経済学の全領域において、経済学に付随する考察、すなわち貧民に関する立法の研究ほど重要な問題は他にはない。もしも試みという利点がなければ、イングランドにおける試みは200年後には政策上陳腐なものに化していると思われる。また多数の公刊物が現れ、かつその議論の大半は具現化されたけれども、あまりに理論的、推論的すぎて、著述家たちは試行してもそれを決して解決しえない問題と考えていたように思われる。偉才の著述家である牧師マルサス氏は近時四ッ折版の人口諸原理に関する1巻を刊行した。この著をもって、氏はその筆陣に加わったけれども、研究に関しては、理論一辺倒で、既存の論者と同様にとどまっている。この書の中で、氏は機会を設けて、拙著『フランス紀行』〔1792年〕に挿入されているフランスの貧民の状態と、主にリンカーン州やラトランド州⁽¹⁾に見られるイングランドの小屋制度 (cottage system) の現況とを比較している。そこでの氏の見立てでは、フランスの状態について書き記したことと私が

全く異なっているとされる。この所見において、私は氏がかなりな思い違いを犯していると考える。すなわち、フランスにおける土地財産の成り行きと、私がイングランドに適っていると推奨しているそれをもたらす方法との間には、理論上ではなく、多くの事実に基づいた直接的な結論という点で明確で、かつ本質的な相違があるのである。

ともあれ、読者は私に正確な記述をなすことを寛容してくれよう。それはこうである。氏が途切れなく、少しずつ公衆に提示している諸事実の入手に長時間を割いてきた筆者のような著者は、こうした諸事実を調和しえないか、あるいはまたいずれかの事実を無視するかのどちらかである。なんとなれば氏がかつて示した別な事実と矛盾するからである。いなむしろ氏は実直に正反対の行動をとってさえいる。氏の仕事は公共的使用のために重要な事実を探し出すことである。氏は、一方では自らの諸帰結や高見を差し出している。しかし他方では、それらの事実が脳裏に浮かんでくるまさにその時に、研究を進め、思考が停止したままでいるということを想見しえなくなっている。氏の認識では、主目的が諸事実であり、事実についての論評はより下位の仕事である。そればかりか、自らの関心を何にもまして極めて異なる諸前提から導出された元来の見解に向けた暁には、それは有害なものに、つまり一層有害な単なる理論に陥ってしまうことを知ってもいる。かくして、まずは、それがかつての状況と調和されるということに何らかの注意が払われない限り、進んで自らの新情報を説明したり、適用したりしなくなるであろう。仮に、将来私が国内、または大陸への旅行を完遂し、既知の制度⁽²⁾とは全く異なる貧民扶助制度に逢着した場合、沸き起こった所感と共にその特色を間を置かずきっと公表するであろう。またたとえ非常に異なった根拠から導き出された従来の私見が私の心から消え去ったとしても、旧来の自説に立ち返らないとは断言しないであろう。とはいえ、もちろんより良いものに注意を傾ける人はより少数である。というのも、こうした注意はともすればただ単に利己的な動機によって、その際に生じた新たな問題についての十分な説明に対してよりも表面上の矛

盾を避けるという関心の方にはずっと多く向けられるであろうからである。ある人は自己の評判ばかりを気にして行動する。別な人は、自らが手に入れた諸事実やその時に抱いた心象を読者に余蘊なく伝えることばかりに気をとられる。したがって、もしもマルサス氏が、私が色々な時期に、かつ極めて異なる事実に基づいて報じていることに気付いていたなら、そのゆえに氏は私に非を鳴らすべきではなく、むしろ、小心翼翼の継続を心掛けていくという条件を付けずに、そのこともって私が山ほど有する情報を公にした1証左とみなすべきであったであろう。しかしながら目下の問題に関しては、フランスについて記述された制度とイングランドにおいて推奨された制度とがかなり異なっていることを立証するのは容易であろうと思われる。

私はフランスの人口が小土地所有のゆえに過度に至り、多くの窮乏と貧窮とをもたらしめていることを探りあてた。それゆえ、1帰結として私はこの制度への反対を表明する。

イングランドに関しては、私は小屋住み農が土地を賃借して（その結果所有して）食物不足の時ですえ教区救済を受けたり、あるいは適用されたりすることが露ほどもないほどの愉楽を享受している諸地方を見出した。それゆえ、1帰結として私はこの制度への賛意を言明する。

マルサス氏は私の不調和を難じている。

万が一にも私見が本当に不調和であったなら、この寸評は少なからず私の関心を喚起したであろう。諸事実が揺るぐことなくマルサス及びその他の人に突きつけられる。ともあれこの事例がいかなる状況であるのか立ち入ってみよう。

フランスでは、小屋住み農たちが問題の土地所有を正式な権利として行使していて、しかも思うままに処分できる。加えて一般的な慣習によれば、それを随意に子供たちに均等に分割して譲渡できる。イングランドに関しては、小屋の周囲に小地所是一片もない。大抵の場合、その住居は村落または町（town）にあり、土地は少し離れた所にある。ゆえに私は次のよ

うに明言する。すなわち、土地分割が過度に進んでいけば、そこは斑模様
に包まれた1本の桜の木で覆い尽くされ、それが全財産となってしまう。
にもかかわらず所有者は相変わらず財産の魔性に取りつかれたまま居住し
ている、と。マルサス氏は、こうした事実をイングランドで部分的に採用
されている制度や、あるいはまたそれに基づいた提案とどのように対比し
えるのであろうか。私にはまるで見当もつかない。なぜなら人々は多種多
様であるからである。

紳士〔マルサス〕はわが国の救貧制度に起因する害を十二分に理解して
いる。人々がリンカーン州やラトランド州での実施を推奨していることか
ら覚醒させるべきであった。マルサス氏は『人口論』の573頁^[3]でこのこ
とに触れていて、拙著『平易に述べられた食料不足問題と救済策』〔1800
年〕の70頁^[4]に対する納得に足る記述がなされている。私はそれをそれら
の地方における結果として記している。そして79頁での私の提案は明らか
に救貧税^[5]に対する1緩和策である。しかし氏の抜粋だけに目を通された
場合には、その効果に関するこの部分がすっかり見落とされてしまう。こ
の結果、次の章句が、『農業年報』第36巻の497頁にある覚書きに対するマ
ルサス氏の返答のすべてとなる。

「ヤング氏はその後、『貧民をより良く維持するために荒地を充当する
ことの妥当性について』〔1801年〕と題する小冊子において、自分の考え
を詳細に展開した。しかし私の受けた印象は依然として同じであり、わが
国の労働者の状態をアイルランド人の下層階級のそれと同列にすることを
意図しているように思われる。ヤング氏は全くどうしたわけか、この問題
に関する彼のすべての一般的原理を忘れてしまったようである。彼は貧民
対策（provision）の問題を、あたかも一定数の人々への対策をいかに最
も低廉かつ最良の方法でなすかにすぎないかのように取り扱った。もしこ
れが唯一の問題であったなら、解決するのに決してこれほど多くの歳月を
要しなかったであろう。しかし真の問題は、欠乏状態にある人々の数を不
断に累増させないような方法で、こうした人々にいかなる対策を講じるか

である。彼らに土地と牝牛を与える計画がこの点で大きな成功を約束しえないことは、読者も容易に察しられよう。もしすべての共有地が分割されてしまった後、救貧法が依然として効力を保持するならば、土地と家畜の購入に費やされた支出は別にして、救貧税が数年内に現在と同じ高さにならないという理由は全く考えられない。』^[6]

諸事実に散漫な注意を払うにとどまり、その反面自らの理論的推論にこれほどまでに信を置く著述家たちは、「わが国の労働者の状態をアイルランド人の下層階級のそれと同列にすることを意図している」との根拠に十分な配慮をはらわないまま、性急な結論にあまりにも走りがちである。リンカーン州やラトランド州でのかの制度によって創出されている恐らくは英国の領土における最も愉快的な小農が、わが国の貧民の状態と同一にされたなら、国中の貧民がヨーロッパで一番悲惨になってしまうというのは、夢にも信じられないことであろう。なぜならマルサス氏が繰り返し再説しているような容易に土地を入手する人は誰一人もないからである。 - それどころか、アイルランド人は現在最大の労苦を強いられて、つまり非常に法外な地代を支払って土地を賃貸している^[7]のである。それゆえ、氏、あるいは私が理解している所からして、こうした状況はアイルランド人の窮乏の増大をもたらすであろう。

一定数の人々へ対策を施すことと、人口 (numbers) のやむことのない累増を防止することとの区別に関しては、私はマルサス氏の所見を不適切なものとする。小屋に土地を付与するという提案はそれを有する家族を愉楽に扶養する。またこうして生まれてくる人々の全員に継承されていくなれば、それへの反発は勢いを増すであろう。なんとなれば増殖には際限がないであろうからである。しかしこの点に対してははっきりと釘を刺している。すなわち、次の文言の如くである。「割り当て時に生命を有するすべての家族、もしくはその後その父から生まれた家族については、付与された貧民の財産であり続ける割り当て地は、当該教区によって負担される必要はない。同じ条件の下で、その子孫へと相続されていくからである。」

『農業年報』第36巻461頁。どこであれ家族が1つ屋根の下で暮らしているという現実を思い浮かべれば、以上は概ね真実である。ここでそうした教区からの1例を引こう。住民の状態は窮乏ではなく愉楽であり、かつ怠惰で依存적ではなく勤勞になるよう奨励されている。またその増加していく人口は貧民名簿に追記されるのではなく、教区救済から生じている。人口は同一か、あるいはほぼ同じのままであるかもしれない、恐らくはそうであろう。けれども現状では、人口の増進が救貧法の下で続いている。但し、こうした人口が救貧法の影響によって逝去し、しかも結婚への奨励が現在と厳密に比べてより少ないという前提に立つならばである。現在、人々は教区へ依存することで結婚している。また人々は勤勞と貯蓄とによって、依存暮らしよりもずっと良い備えを準備できるまでは、結婚を控えるであろう。したがってこの制度は人口の有害な累増を緩和する直接的傾向を有している。土地の不動産権をその所有者に与え給え、さすれば所有者はフランス方式で土地を分配するであろう。けれども、もしもそのことが教区内でなされるならば、フランスにおいて土地財産に随伴しているあらゆる諸害悪は防止される。

救貧法が引き続き強大であろうという見通しに関して言えば、それは根も葉もないことである。その見通しは正反対である。救貧法の拡大を阻むという目先の思惑から土地を付与すること、ましてやこのように付与を受けた人たちに合法的に土地を残すことなどは正気の沙汰以外なものでもないであろう。救貧法が目下その運営を委ねているどのような計画も失敗に終わるのは疑うべくもない。

マルサス氏は次のような所見を抱懐している。

「ある農業者または紳士がその農場に一定数の小屋を持つものと仮定しよう。寛大な人間であり、周囲の人の全員に愉楽な暮らしをさせたいので、1つの小屋毎に、1, 2頭の牛を飼うに足る猫額の土地を付属させ、その

上に高賃金を与えるかもしれない。彼の労働者は言うまでもなく豊かに生活し、そして大家族を養うことができるであろう。しかし彼の農場は多数の人手を必要としないかもしれない。そして彼は雇用している者には十分な支払をするかもしれないけれども、恐らく自分の仕事に必要な以上の労働者をその土地に持とうとしないであろう。したがって、彼はこれ以上の家屋を建造せず、そこで雇用労働者の子供らは明らかにそこを去って他国に住まわなければならない。こうした制度が一定の家族が一定の地方だけに限られている間は、移住者も容易に他の場所で仕事を見出しえよう。そしてこうした農場に雇用されている個々の労働者が羨むべき境遇のあり、わが国のすべての労働者がこうした境遇に置かれるべきことを我々が当然希望していることは疑いえない。しかしこうした制度が一般的になれば、事の性質上、それが同一の利益を持ちえないことは全く明らかである。なぜならその際には、子供たちが同一の仕事を見出す期待をもって移住しえる国はないからである。人口は明らかに都市と工場との需要の増加以上に増加し、普遍的な貧困が必ず引き起こるに違いない。〔⁸⁾〕

もしもこの著者が言及している小屋制度を牧畜地方だけに見られるものと想定しているなら、著者は考え違いを犯している。著者がグルレー〔Gourlay, Robert, 1778-1863〕の研究⁽⁹⁾の付録にある地代から知ったであろうように、多産の地域であるか否かを問わず、小屋制度は牧畜地方では稀にしか見受けられない。したがって彼が上記の状況判断に立って異論を唱えている限り、それは徒労に終わる。子供たちが土地を離れ、他の地域に定住するというのは真実であり、帰着してくる不変の結論は決して小屋に付与される土地ではなかったであろう。確かに、マルサス氏は若い男女が農業者の需要を見込んで結婚するのではなく、千差万別の感情に駆り立てられて結婚することを知っている。たとえ政治的議論が彼らに影響を及ぼすとしても、このことは用心深く生じるであろう。しかしこうした議論は何らの争点となるものではなく、我々の研究は専ら増殖(propaga-

tion) に対する抑制か、あるいは妨げに向かうべきである。ここで見方を変える必要がある。何事かが双方の側で主張されるであろう。土地を所有すれば、家族の食事は改善され、安楽 (ease) も増し、その結果結婚へとより導かれるであろう。他方、貧民の子供たちよりもはるかに規則的勤労 (regular industry) の習慣のうちに育てられたなら、財産を一片も持っていないくとも、人々は自らの愉楽な状況を夢見ながら、それを成就するに足る貯蓄を達成するまで結婚を延期するよう導かれるであろう。否、わけても小屋を手に入れるまで遅らせる。以上が必要不可欠である。一方、単純な労働に頼り、結局は教区扶養に依存するという場合には、結婚は度々非合法関係という結末となる^[10]。しかしそれでもなお、あらゆる身近な例で示しうるように、人々は結婚する。人々が勤労者でもなく、かつ節儉家でもないのであればあるほど、それゆえ散財家であればあるほど、性的乱交が一般的となり、その結果間違いなく人口の微増を招来させる。にもかかわらず、マルサス氏は有徳、慎慮、及び勤労を推奨する際に、こうした事情を酌まないのであろうか、あるいはバーナード〔Berbard, Thomas, 1750-1819〕氏に賛同しないのであろうか (585頁)^[11]。というのも、金子を浪費し、堂々としている少女の方が、6つほどの教区の徳性によって増進されるであろう有徳よりもマルサス氏により等閑にされたその増加を遙かに多く妨げるであろうからである。

これに対して、マルサス氏は依然としてその制度が一般化しえないと抗弁しているけれども、我々はそれに基づいて判断する何らかの共通の月日について合意しておかねばならない。この考察にあたり、何をもって小屋と家族とを同義語として受け取ることを否定しえないのかについて自問しておこう。前述の引用章句の中で、この紳士は説明を一切しないまま、自らが移住 (emigration) と呼称することが惹起するに違いないとして、土地を付属していない小屋が既に家族で充満していることを忘失しているように思われる。このことはわが王国の津々浦々の実相である。それゆえ多くの町や製造業などが男女の過剰 (superfluity) を駆逐しない限り、村落

は溢れ返り、窮乏を生み出すに相違ない。このことに疑いをはさむ余地は一点もない。それは至る所で多少なりとも見られる。仮にこの増加した人口を家庭で養うために新しい家を建造できない場合には、町などへ移住する。また私は、土地がない場合には住民を愉楽にするために小屋を建てるべきではないと主張する。マルサス氏は土地を伴った住民の増加を想定し、誰がそれを疑うのかと説いている。なるほど住民は恐らく土地がない場合と同じほどには増加しないであろう。その過剰は移住しなければならない。すべての事例において、必ずやそうなる。しかもこの過剰に対する需要がなければ、窮乏がその結末となる。まぎれもなく、このことは両方の事例に寸分違わずあてはまる。こうした小屋はイングランドとウェールズには50万戸であるであろう。されば、マルサス氏と筆者自身との間にある争点は、その住民が教区救済を断たれても、愉楽な状況にあるとするのか、それとも住民が増加していく救貧税に依存したまま、悲惨な貧民であり続けるのか、ということになる。ここでの考察は小屋住み農に絞られる。すると、前者の場合には、後者の場合に比べて小屋住み農の増加に対する対処法が少ない。その増加した小屋住み農の安楽や愉楽は浮き沈みする織物(fabrics)の需要の如何にかかっている。そうであるにもかかわらず、小屋住み農の増加を見込んで、50万戸の家族に愉楽をあたえるべきではないなどとの人が口にできようか。すなわち、万人がその反証を目にするのではあるけれども、小屋住み農は愉楽になれば、増加しないであろうという誤った仮定を思い浮かべているように思われる。

付随的な状況から判断しても、その増加した貧民が教区の厄介になる途を断つという私の提案は1つの方策であり、かつ恐らくはこの計画の広がりに応じて救貧税を削減していく極めて有効な方策である。また貧民の側も自発的にこの状況を受け入れるであろう。それゆえ、この紳士〔マルサス〕が提案した向後生まれてくるすべての子供たちを一切の教区救済から断つと布告するという方策に勝るとも劣らないほどの暴力的で、かつ全く独断的な方策に向けられる不服を受けはしないであろう。ある法律はその

暴力性にゆえに決して実施されはしないであろうけれども、氏が提案しているように厳格に施行されたなら、王国の至る所で害や暴動が起こり、水泡に帰してしまおう。寛大なる方策でもって、かつ貧民たち自身の賛同を得て、同じ目的、ないしはほぼ同一の目的を達成することがきっとより安全で、人間味のある方策であるであろう。

実際に、マルサス氏のこの計画は、氏が現になしているように、頻発する食料不足の予測と結び合わされていて（444頁）、氏は食料不足を避けえないもので、かつまた食料不足と共に食料価格の漸次的上昇があると考えている。そうだとすれば、氏が提案している計画内では、またこの施行の厳格さが及ぶ限りでは、非情極まりない処置がなされるであろう。そして困窮（distress）の光景が四方八方に広がるであろう。それはあらゆる欠点を有する救貧税そのもの以上で、感情を持ち合わせているあらゆる心へのしかかるより冷酷な税にも匹敵するものであろう。したがって非常な大変更に先立ってなされるべき然るべき十分な準備が整っていなければ、増大していく世代はこうした旧救貧法の下で、救済を受けて、養育、教育されるであろう。また孤児を抱えた数多の家族はたちまちマルサス氏が暗示していないある手段を除いては、いずれの頼みの綱（resource）をも断たれる羽目に陥ろう。神の手が直々に人々に食べ物を施したり、あるいはその世話をするほかない。この身の毛がよだつような計画は、大帝国の政策としては、幾つかの点では徐々に実施されるであろうけれども、その他の大半の諸点に関しては、かつまたその一般的な実施に関しては、俄かであり（大抵の場合、2, 3年間という期間は免れない）暴力的、かつ危険な大変革となるであろう。そしてこの大変革の成否の鍵は何なのか。妙齡の男女は何故に結婚生活を回避し、かつ結婚生活をなさずして純潔を保つのか。非常に分別のある1人の男性がこの通りに行動したとしよう、彼はどのようにして思いをめぐらせ、判断を下す気持ちになるのか、私には不思議でならない。氏はこの不可思議が自らの計画に必ず付きまとうことを理解し、かつそれゆえにありそうなことを示そうと努めている。例えば、

マルサス氏はこうした男性には生存権がない⁽¹⁾と主張している。氏の主張によれば、きつこうした男性は女性に対する権利を持っていないのであろう。 - つまりこうした男性には、神や自然、それに天啓が貧民に対して教え諭すという正道がないとはっきりと申し渡され済みなのである。人間の心の中の最も強力な情欲に背くという制度(system)は間違いなく砂上の楼閣であるし、そればかりか計画者たちの注意を混乱させ、ひいてはそのために多くを墮落させるであろう。

マルサス氏はかなりな才覚を發揮して、増加している人口の帰結を分析し、人口に対する諸妨げの傾向を指摘している。 - けれども、氏はその著作から引き出されるに違いない道徳的結論を十分に理解している(氏は1、2の節で少しばかりこの問題に触れ、明らかに非難からわが身を擁護してはいるけれども)ようには思われぬ。浪費の習俗(manners)を除けば、氏の計画は何事も功を奏しえないのはまさにこのことに起因する。

- ちなみに、氏の大目標は結婚の抑制である。氏の次の段階として、独身の際に純潔を保つということが大国に適用された場合、それは到底実現不可能である。だから氏は、どのような結末になるであろうか、またそのうちの何れだけが氏の目的に適っていそうかを予知しておかねばならない

- それは性的乱交の一般化である。以上が氏によって探し求められた妨げの終末であり、またこのような制度の必然の末路であろう。第4編第2章でのこの有能な著者の所感は卓越していて、その制度は概してひょっとすればありそうであり、また氏の結論も十分に根拠付けられている。しかしそれらは人間の性格や状態とまるで矛盾しているように思われる。 - 氏が所持していない、また今までにも所持したことのない諸徳目を頭に浮かべよ。また人々がどんなに請い願われようとも、夢想だにもしえない偶然に任せよ。したがって、200年続いてきた制度上の俄かで、暴力的な変化に引けを取らないほど極端な手段に対する余りに薄弱な根拠に委ねよ。

「労働の賃金が殆ど2人の子供を養うに足りない時には、人は結婚して

5, 6人の子供を持つ。彼は言うまでもなく、ひどい貧苦に陥る。そこで彼は労働の価格が1家を養うに足りないことを非難する。彼は教区が自分を援助すべき義務の履行に鈍重で、物惜しみしていると非難する。彼は富者が貪欲であって、彼に十分分け得るものを惜しんで、彼も欠乏に悩ませていると非難する。彼は社会制度が不完全で、かつ不正であって、土地の生産物の適当な分け前を彼に与えていないと非難する。彼は、恐らく神の配剤が避けることができない貧苦と依存とにこれほど悩まされる社会的地位に自分を置いたことを非難する。こうして、彼は非難の対象を探す際に、その不幸をもたらす源泉には決して注意を向けない。彼が一番非難しようと思わないのは彼自身であるけれども、社会の上流階級に欺かれている場合を除けば、実は彼自身こそが主として責めを負うべきである。彼は結婚しなければ良かったと思っているかもしれない。なぜなら彼は現に結婚の不都合を感じているからである。しかし彼は何か間違ったことをしてしまったとは微塵も思い至らない。彼はこれまで国王と国のために臣民を養うのは極めて名誉ある行いと教えられてきている。彼はこれを実行したけれども、かえってそのために苦しんでいる。彼は国王と国がとくに必要としていると絶えず宣言しているものを彼らに与えたのに、それと引き換えにこれほどまでに自分を苦しめるのは、不当でかつ残虐極まりないと感じざるを得ない。」 - 「(結婚することで)彼ら自身が自らの貧困の原因である。...彼らが住んでいる社会とそれを統轄する政府はこの点で何ら直接的な力を持っていない。』¹²⁾(506頁)

この章句において、著者はある大胆な所説でもって一切合切を覆すために一連の非難を並べ立てている。こと神の摂理に関するものを省けば、私には、貧民たちはこれらの不満の一切を正当化しているように思われる。労働の価格は大家族に維持するには足りない。教区は十中八九鈍重で、出し渋る。富裕な地主は自分を扶養してくれる土地の足ることを知らない。大地の生産物のうち地主がとる取り分は不十分である。地主の不満には根

抛がある。地主は悪事を働いてはいない。だから地主は神や自然、それに天啓の命に服しているのものであって、何ら非難されるべきでない。地主は貧民たちが近隣の農業者と同程度の地代を払っているので、3, 4エーカーの土地を持っている他の小屋住み農が愉楽に、かつ教区から独立して暮らしているとみなすであろう。それに、地主は、富者たる者には十分な取り分があり、かつ己が欲するすべてものを与えられるということをも阻む慣行（institutions）を非難する理由を持っていないのか。それは健康で活力のあるような人に自分が単に心を燃え上がらせて結婚したわけではないことを伝えんがためである。つまり高収入の生活を約20年間も待ち侘びているカレッジの特別研究員のように、心を燃え上がらせて、結婚することをである。純潔の保持は無慈悲な侮辱である。 - 何事かが生じるまで、すなわち家族を収容する家、あるいは家族に食べ物を与える土地を持っていなくても家族を扶養するに足るものを蓄えるまで、純潔を保つことである！ たとえ彼が忍耐強くて、純潔であるとしても、彼の見通しは全く絶望的である。金銭を貯めるために20年待った後、1人の小屋住み農のためにもう20年待つことになる！ - だとしたら、彼の行動はどうあらねばならないか。住居を確保できる時に自信をもって結婚することである。もしも彼がこの機を逸すれば、その機会は決して再度訪れないであろう。家と家族とが同義語であるということを牢记しておかねばならない。マルサス氏は忍耐、自制（forbearance）及び純潔を表示しているけれども、結局の所、どこの家がそれらを具現させてきているのか。読者諸賢は忍耐以外に何をもって氏の期待に応えるのか、それでは目標に全然達しないことになってしまう。 - 結婚という救済のないまま心を燃え上がらせること - 娶る希望のない純潔 - 毛頭所有できないものを所有するために貯蓄する慎慮 - 寝台を持たずに妻を、また家、土地、あるいは牝牛を持たずに子供たちを10年待望すること。有能にして、冷徹、かつ哲学的な頭脳にも引けを取らない先見の明のある着想は、全くもって詩人の燃え立つ想像力から湧出したものではないけれども、まさにその全推理力が法に裏付けられた実

行策に浸透しているのである。

貧民の状態を考察する際、マルサス氏は私が精通している地方の教区に遍在している事情に十分目配りしているようには思われない。それは家と家族とが同義語であるという様相である。イングランドのそのこうした状態は長年にわたって続いてきていて、それぞれの小屋毎に1家族が住んでいる。だからより多数の住居が不足して、時には、結婚は生じない。管見の限り、仮に土地の所有者がより多くの小屋を建てた場合には、所有者が最大限に譲歩して課す地代を支払うだけで、それらの小屋が即座に埋まってしまうといった教区を知らない。この事情は現下のイングランドにおいて強力に作用している人口に対する1つの明白な妨げの例である。私からすれば、それは思われているほど強力には作用していず、それゆえむしろ労働の急激な高騰が顕著であるか否かの方が問題である。それは一時的な騰貴ではなく、数年間継続する騰貴についてである。そしてこの事情がこの考察と非常に密接に関連しているので、私はかくも有能な著者にこれへの関心を推奨せずにはいられないのである。実際に不足した時には、何らかの平均を目安にして判断されるべきではない。 - 労働の価格の如何を問わず、1クォーター当たり4ないしは5ポンド^[13]というのは小麦だけを消費している人々を大困窮に至らしめるに相違ない。しかしもしもこうした時期を慮外に置かないなら、次のことはとくに考察するに値しよう。すなわち、労働の賃金の安価がこれまで想定されてきたであろうよりも十分なものであると推断される場合、この前の不作の期間に、どれほど多くの家族が幾ばくかの小片の土地財産によって、換言するなら、もしもこのような土地財産を持っていなかったら、事の道理からして自らの教区から受け取ったであろうものとはほぼ同等の利益 (profit) を生みえないような土地財産によって、どのようにして自らを扶養できたかということである。但し、教区への依存が断たれたとしてのことである。救貧法によって不用心の精神や儉約 (economy) の欠如が育成された所では、労働の価格が十分であることを目の当たりにすることはない。それゆえもしも一片の空き

地の所有もしくは占有がこの節制、勤労、及び貯蓄の精神を引き起こす有力な手段であるなら、我々は下層諸階級を可能な最良の状況に置く手段を手中に持っている。すなわち、愉楽で、救貧税とは無縁な状況にある小屋住み貧民としてである。また町等々から排除された小屋住み貧民の人口の余剰 (superlucration) としてである。この後者の階級では、製造業の衰退が窮乏をもたらすであろう。 - とはいえ、この害悪が絶対的に、かつ物理的に現在では問題にならないとみなすのには慎重を期すのが良い。この害悪が出現するに依じて、新しい小屋に制限を設けるべきである。反対に、新しい小屋が増える時にはいつも、製造 (manufacturing) 諸階級を増加させる力をもたらされる。これは多分、人間の制度が許容する最大量の幸福を貧民の間に保証する至高の手段であるかもしれない。

労働の価格を生活費と比較する時、ある事情に注意を払う価値がある。ある貧民家族の冬季の支出は、少なくとも蠟燭代と燃料費 (それがどれ程であれ) の分だけ夏季のそれより多大である⁽¹⁴⁾。それに衣服代も嵩むことにも配慮する必要がある。それゆえ冬季賃金が彼らの生活費 (support) と同じでなければならない。けれども夏季賃金の方が冬季賃金をはるかに上回っているに違いない。多くの地方では、かなりの程度そうである。したがって私は、貧民の中の何人かが教区に支援を求めずに、愉楽の平均的状況を引き上げることができるのは夏季の貯蓄次第であると考え。たとえ救貧税が皆無であったにしろ、私はこのことをもって労働の賃金があるべき水準と同一であると結論付けない。けれども私は只管、問題が推論によってではなく、数多の事実へ言及されて熟議されることを切望する。救貧税が相変わらずのままであるのに、一般的に勤労や節儉を引き起こすのは到底不可能である。

一般的な当然の帰結

・ 現行の救貧法は初めて引き起こした害悪ではないけれども、その大

半の害悪を取り除いてはいない。とはいえ、その実施の範囲、継続期間、及び影響力が過大であるので、いかなる俄かな、あるいは専制的な変更をも容認することはできない。

・現救貧法は勤労、節制、及び節儉を妨げている。

・現救貧法は労働の比例した増加がないまま口だけを増加させている。

・結婚数は主として小屋の数に左右されるであろう。したがって人口は全く小屋の数に左右されであろう。

・人口は人々の安楽には殆ど左右されない。家族が愉快であろうと、あるいは窮乏状態であろうと、家は家族を含むであろう。

・道徳は許さないけれども、それと同様に法律、政策、及び制度の類が増加を防止することはできない。人々がある一定年数にわたって、その期間の末には結婚できるという見通しを持たずに、つまり住居の確保に見通しを持たないままに、結婚を抑制するのは可能である。だからこうした見込みでは、抑制は不道徳な性交に対する褒美であるであろう。

・貧民が小片の空き地を所有したり、あるいは占有したりすれば、食料不足の折でさえ教区に足を向けないであろう。そして現制度の大部分を徐々に消滅させていく手段が講じられるであろう。

・かくして土地を付与された小屋はその住民を愉楽の良い状況に置く。また勤労を奨励し、一定数の人々からの労働量を増加させる。それに節制を促進し、節儉を生み出す。その結果、こうして育てられた子供たちは貧困と罪悪の内に教育された他の子供たちと比べてより良い労働者、奉公人、職人 (workman) 及び兵士になっていく⁽²⁾。

原注

- (1) 「既に所有された世界に生まれてくる者は、彼が正当に要求しえる両親から生存資料を得ることができず、また社会が彼の労働を求めなければ、最少量食物に対する請求権を持たず、それゆえ事実上生きていても仕方がない。自然の

大饗宴には彼に対する空席はない。』¹⁵⁾(第2版, 531頁)もしこうした人にとって全能者の摂理の方がこのような哲学的政治家の思索に比べて、断然劣ったものであったなら、実に嘆かわしい。けれども人類にとっては人間よりも大カラスの子であるほうがましであるであろう!

「私は法律施行の日時から1年を経過した後に行われた結婚から生まれた子供と、同じ日時から2年を経過した後生まれた私生児とは、教区の補助を受ける資格がないことを宣言した法令を提唱したい。…彼にはこうした教区の補助は一切拒絶されるべきである…彼は神の法則たる自然の法則の再三の訓戒に従わないのでこの法則が彼とその家族とを苦難に陥れたのであり、彼の労働が正当に購いえるもの以上には最少量の食物さえ社会に請求する権利を有しない…と教えられるべきである。…私生児について言えば、適当な戒告を与えられた後は、彼らには教区の補助に対する請求権を一切認めるべきではない…もし両親がその子供を遺棄するならば、彼らはこの犯罪の責任を負わされるべきである。比較して言うなら、幼児は社会にとって全く価値がないが、それは他の幼児が直ちにその地位を補充するからである。』¹⁶⁾!!!つまり、万一私的慈善が幼児を引き受けなければ、当然餓死することになる。このようなことが現実には制度としてわが国のあらゆる地方において実施されたとしたら、浪費、売春、中絶、及び殺人以外に、それは何を物語るであろうか。

- (2) ジャガイモに関するマルサス氏の見解に回答したり、氏が私の推論を誤解していることを示したりするには、当面余りにも時間を要するであろう。ここでは次の評言をなすにとどめておく。すなわち、アイルランドの人口は全くその食物であるジャガイモに左右されてきたのと同様に、泥小屋(cabins)によって(彼らの習俗に応じて)高められる極度の安楽に左右されてきた、と。人口のその本来的結果については、今後詳論したい。

訳注

- [1] この2州は農業州に区分されている〔吉尾清著『社会保障の原点を求めて』(関西学院大学出版会、2008年)48頁〕。マルサスも第3版『人口論』(1806年)の中で、「リンカーン州とトラランド州で行われている制度は今日大英国領内における最も豊かな農業を生み出している」([3] 244頁)と記述している。
- [2] 1795年に5月6日にパーク州(Berkshire)のスピーナムランド(Speenham-

land)にあるペリカン・イン(Pelican Inn)で決議され、翌年にウィリアム・ヤング法(39 George, c.23, 1796)によって制度化された賃金補助制度のこと。この制度では、例えば男性には週に3ガロン(1ガロンは約3.94kg)の2等小麦のパン塊を、またその妻子にはそれぞれ1ガロン半のパン塊を救済水準に設定して、パンの価格と家族数とから各々の家族が得るべき賃金を算出し、その額と実際の賃金との差額が貧民に賃金補助として支給された〔小山路男著『西洋社会事業史論』(光生館、1978年)104-5頁、及び吉尾前掲書35-6頁などを参照〕。ちなみに、1802-3年のリンカーン州とラトランド州では、人口の8,9パーセントが被救恤民であり、またその被救恤民のうちの約3割が一時的被救恤民であったけれども、その数は他の農業諸州に比べると少なかった〔吉尾前掲書49頁〕。

〔3〕〔2〕 133-4頁〕。

〔4〕〔2〕 139頁注2)を参照。

〔5〕救貧税は主に不動産(家屋や家賃、とりわけ土地財産)に賦課された。それゆえ農業地域で救貧税の負担者は主として地主と借地農であった。地主は、「本来ならば、借地農のみが労働者に支払うべき賃金のいくらかを、救貧税という名のもとで、負担させられていた...つまり地主の救貧税負担は、結果として、借地農の労働者に対する低賃金政策、借地農の利潤蓄積を促進、援助」(吉尾前掲書89頁)していた。しかし、小借地農や小土地保有者は、「低賃金労働の利益をうけることなしに、重い救貧税を負担した。彼らが経済的に困窮しても、土地を失うまでは貧民救済を」(小山前掲書105頁)受けられなかった。なお、救貧税の査定は州の行政官(magistrate)の管轄下にあった小法廷(petty session)あるいは治安判事機構や四季裁判を通して確定された〔吉尾同書85頁〕。例えば、1803年には、総額534万8205ポンドの救貧税が徴収され、そのうちの407万7891ポンドが実際に貧民救済に充当された〔吉尾同書40頁〕。

〔6〕〔2〕 140-1頁注16)。

〔7〕アイルランドの年間の総地代は約150万ポンド(1797年)で、アイルランドの小屋住み農は1アイルランド・エーカー(イングランド・エーカーの1.6倍)当たり年間4ポンド前後の地代を納めていた〔拙論「マルサスとパーネル書簡-アイルランドの十の一税制度の改革と関連して-」『長崎県立大学経済学部論集』第48巻第1号(長崎県立大学学術研究会、2014年)10-11頁〕。

〔8〕〔2〕 161 - 2頁〕。

〔9〕 Gourlay, Robert , “ An Inquiry into the State of the Cottagers in the Counties of Lincoln and Rutland ”, *Annals of Agriculture and other Useful Arts*, Vol. XXXVII(1801) . なお、スコットランドのファイフ州に生まれたグレーは紳士教育を受けた後、1797年にセント・アンドリュース大学で修士号を取得し、続いて2年間エディンバラ大学で農業を学んだ。そして1800～9年には、父の農場の1つを経営し、続いて1809～17年にはウィルト州にある農場をサマセット公爵から借り受け、経営した。17年5月には、新天地を求めて、ケベック植民地のアッパー・カナダ(オンタリオ州)へと移住した。しかし扇動・誹謗の廉で18年6月に逮捕され、次いで12月には収監され、果ては翌年8月に国外追放となり、12月にイギリスに舞い戻った。39年に追放は解除され、56年～8年に地所のあるアッパー・カナダのナイアガラ地方の Dereham に居住したが、最後はエディバラの地で長逝した。総じて、進歩的農業家にして、貧農に対する温情を持った地主として波乱万丈の半生を送ったと約言できる〔 Malthus, Thomas Robert. , *An Essay on the Principle of Population; or A view of its past and present Effects on Human Happiness; with an Inquiry into our Prospects respecting the future Removal or Mitigation of the Evils which it occasions*. Theverition published in 1803 ,with the variora of 1806 ,1807 ,1817 , and 1826 , ed. , by Patricia Jame, vol. , (Cambridge: Cambridge Univ. Press) , 1989 . pp.289-9、あるいは Lois DarrochMilani, Robert Gourlay, *Gadfly: the biography of Robert (Fleming) Gourlay , 1778-1863 , forerunner of the rebellion in Upper Canada , 1837* (Thornhill, Ontario: Ampersand. Press, 1971) 等を参照〕。

〔10〕農村地域では、どの時期をとってもおよそ1割以上のカップルが未婚のまま同棲生活を送っていた〔ジョン・R・ギリス著、北本正章訳『結婚観の歴史人類学』(勁草書房、2006年)352頁〕。

〔11〕〔2〕 163-4頁〕、及び吉尾前掲書第2部第2章、わけても137頁を参照。

〔12〕〔2〕 34-5頁〕。

〔13〕1801 - 10年における小麦1クォーター当たりの平均価格は81シリング6ペンスであり、1803年の価格は64シリング8ペンスであった〔服部正治著『穀物法論争』(昭和堂、1991年)21, 23頁、及び吉尾前掲書34、40-1頁〕。

〔14〕後にマルサスも『価値尺度論』(1823年)において、「夏季賃金が冬季賃金と価

値を異にすることを良く承知している」と断った上で、夏季賃金が「1年全体のうちでかなり重要な部分を占め…家賃の支払いとか、家族に必要な衣料の購入とかに使用される」と記述している〔拙著『増補版マルサス勤労階級論の展開』（昭和堂、2005年56頁）〕

〔15〕第2版におけるこの有名な件は第3版以降の諸版では削除される（〔2〕 68-9頁）

〔16〕〔2〕 86、88-9頁）

引用文献（邦訳書を併記している原文からの引用に際しては、それが全訳の場合、原典との照合した上で訳書の当該頁のみを付記した。また訳書からの引用にあたって幾分改訳を施したところもある。）

〔1〕 A Letter from Thomas Robert Malthus to Henry Brooke Parnell of May 12, 1808. [柳田・中野訳「マルサスのH.パーネル及びA.ヤング宛の書簡」『長崎県立大学経済学部論集』第47巻第4号（長崎県立大学経済学部学術研究会、2014年）119 - 20頁]

〔2〕 Malthus, Thomas Robert, *An Essay on the Principles of Population*, 2nd ed., (London, J. Johnson, 1803) [吉田秀夫訳『各版対照人口論 - 』（春秋社、1948-9年）]

〔3〕 Malthus, Thomas Robert, *An Essay on the Principles of Population*, 3rd ed. 2vol., (London, J. Johnson, 1806) [吉田秀夫訳『各版対照人口論 - 』（春秋社、1948-9年）]

〔4〕 Malthus, Thomas Robert, *Observations on the Effects of the Corn Laws*, 2nd ed. (London: J. Johnson, 1814) [楠井隆三・東嘉生訳『マルサス穀物条例』（岩波書店、1940年）7 - 56頁]

〔5〕 Malthus, Thomas Robert, *The Grounds of an Opinion on the Policy of restricting the importation of Foreign Corn* (London: John Murray, 1815) [楠井隆三・東嘉生訳『マルサス穀物条例』（岩波書店、1940年）57 - 102頁]